

出産する(した)人の産前産後期間相当分の国民健康保険料が免除されます

対象となる人・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産をする(した)国民健康保険被保険者の人が対象です。
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 出産後に他の保険組合から国民健康保険へ加入した時にも免除を受けられる場合があります。
- 保険料の遡及計算には時効が定められているため、その年度における最初の保険料の納期(法定納期限)の翌日から起算して2年を経過した日までに届出が必要です。

国民健康保険料の免除方法

- その年度に納める保険料のうち、出産する人に係る所得割額及び均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

・・・減額対象期間

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

※出産する人に係る産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。

産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※低所得世帯の均等割額の軽減に該当する場合は、減額後の均等割額のうち、免除対象月分の均等割額を減額します。

- 令和5年度分保険料においては、**産前産後期間のうち令和6年1月相当分以降の保険料だけが減額されます。**

・・・減額対象期間

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

例1) 令和5年11月に出生した場合、令和6年1月相当分の保険料のみが減額されます。

例2) 令和5年12月に出生した場合、令和6年1月・2月相当分の保険料のみが減額されます。

※令和5年12月以前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

免除を受けるためには届出が必要です。

届出方法等の詳細については裏面をご確認ください。

届出に必要な書類

- 届出は郵送または市の窓口にて受付をしています。

必要書類

- 1.産前産後期間に係る保険料軽減届出書
- 2.母子健康手帳※
- 3.出産する人の国民健康保険資格情報のお知らせまたは資格確認書
- 4.世帯主と出産する人のマイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類

※母子健康手帳をお持ちでない場合は以下の書類が必要です。

出産“前”に届出をする方

- ・ 出産予定日、単胎または多胎妊娠であることを確認できる書類

出産“後”に届出をする方

- ・ 出産日、単胎または多胎妊娠であることを確認できる書類
(出産時の領収書または出産証明書等)
- ・ 親子関係の分かる書類
(返子市に住民登録をしている場合は不要)

届出書類のダウンロードについて

産前産後期間に係る保険料軽減届出書のダウンロードは下記の二次元コードからアクセスもしくは返子市公式ホームページ内のページ検索でページ番号：1001937で検索してください。該当ページURL

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/nenkin/1001926/1001937.html>

届出先

〒249-8686

返子市返子5丁目2番16号

返子市 福祉部 国保健康課 保険年金係
賦課担当宛

- 変更後の国民健康保険料は、届出書を市で受理した翌月中旬にお送りする「国民健康保険料納入通知書」でご確認ください。
- 届出に際する諸注意事項について

※出産前に届出をし、出産予定月と実際の出産月が異なる場合でも、当初の届出内容で適用します。改めて手続きをいただく必要はありません。(他の保険組合で出産前に届出をしていた場合には最初に届出をした出産予定月に基ついて適用します。)

※保険料が限度額を超過している世帯では、免除適用しても保険料が変わらない場合があります。

※郵送による手続きで書類に不備があった場合には、免除適用が遅れる場合があります。



該当ページへのアクセス、届出書ダウンロード用二次元コード

問い合わせ先

返子市 福祉部 国保健康課 保険年金係 (市役所1階4番窓口)

TEL 046-873-1111 (代表)